

四日市市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第29号

四日市市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員単身赴任手当支給規則（平成2年四日市市規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(加算額等)	(加算額等)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 条例第42条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 条例第42条第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u>	(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>12,000円</u>
(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>20,000円</u>	(3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>18,000円</u>
(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u>	(4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>24,000円</u>
(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u>	(5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>30,000円</u>
(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u>	(6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>35,000円</u>
(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u>	(7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>40,000円</u>

(8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 48,000円

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(10) 2,500キロメートル以上 58,000円

(権衡職員の範囲等)

第4条の2 (略)

2 前項の条例第42条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次の各号に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下、この号において「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定による採用(法第28条の2第1項の規定により退職した日(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であ

(8) 1,500キロメートル以上 45,000円

(権衡職員の範囲等)

第4条の2 (略)

2 前項の条例第42条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員は、次の各号に掲げる職員とする。

ると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

(単身赴任手当の月額に関する特例)

2 当分の間、条例第42条第2項に規定する単身赴任手当(同項括弧書の加算の対象となる職員にあっては、当該加算をする前の額)の月額は、26,000円とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(総務部人事課)